

給水装置工事施行要領

(令和 2 年 4 月 1 日 一部改訂)

新旧対照表

上里町上下水道課

現 行		改 訂		備 考
頁	事 項	頁	事 項	
4-7 下段	<p>11. について；</p> <p>(1) 分岐給水管の口径は、原則水道メーター口径と同口径で分岐する。ただし、水道メーターφ13mmの場合は、分岐口径はφ20mmとする。</p> <p>(2) 連合給水管及び50mを超える引込みする場合の分岐口径はφ30mm以上とする。</p>	4-7 下段	<p>11. について；</p> <p>(1) 分岐給水管の口径は、原則水道メーター口径と同口径で分岐する。ただし、水道メーターφ13mmの場合は、分岐口径はφ20mmとする。</p> <p>(2) 連合給水管及び50mを超える引込みする場合の分岐口径はφ30mm以上とする。</p> <p style="color: red;">この場合、分岐より原則1m前後の位置に、ソフトシール弁を設置すること。</p>	・追加

<p>4-15 上段</p>	<p>1. 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓の位置は原則として敷地部分の道路境界線の近くとすること。 (1) 宅地内において、道路境界から水道メーターまでの距離が5.0m以上ある場合には、道路境界付近の宅地内に止水栓等を設置すること。 (2) 共用止水栓の場合は、道路境界付近の宅地内に設置すること。</p>	<p>4-15 上段</p>	<p>1. 配水管等から分岐して最初に設置する止水栓の位置は原則として敷地部分の道路境界線の近くとすること。 (1) 共用止水栓の場合は、道路境界付近の宅地内に設置すること。 (2) 給水管一次側より分岐し新たに連合管となった場合は、分岐部より1m前後の位置に設置すること。</p>	<p>・変更</p>
--------------------	--	--------------------	---	------------

4-21
表4-7-2

[参考] 水道メーターの寸法は、別途仕様のとおり。

1. 接線流羽根車式水道メーター (φ13~φ40)

表4-7-2 寸法表 単位mm

寸法 口径	L	h	D	ねじ山 (山/in)
φ13	165	23	25.8	14
φ20	190	35	33.0	14
φ25	225	35	39.0	14
φ30	230	40	49.0	11
φ40	245	45	56.0	11

4-21
表4-7-2

[参考] 水道メーターの寸法は、別途仕様のとおり。

1. 接線流羽根車式水道メーター (φ13~φ40)

表4-7-2 寸法表 単位mm

寸法 口径	L	h	D	ねじ山 (山/in)
φ13	100	23	25.8	14
φ20	190	35	33.0	14
φ25	225	35	39.0	14
φ30	230	40	49.0	11
φ40	245	45	56.0	11

・修正

<p>Ⅱ-5 上段</p>	<p>[口径算出例] 計算方法については「Ⅰ給水装置工事施行要領 第6章6・2（口径の決定方法）」参照</p>	<p>Ⅱ-5 [口径算出例] 計算方法については「Ⅰ給水装置工事施行要領 第2章6・2（口径の決定方法）」参照</p>	<p>・修正</p>
-------------------	--	---	------------

<p>項末</p>	<p>給水装置工事施行要領 ***** 平成29年 4月 1日 初版発行 平成30年 4月 1日 一部改訂 平成31年 4月 1日 一部改訂</p> <p>発行 上里町上下水道課 編集 水道施設係</p> <p>*****</p>	<p>項末</p>	<p>給水装置工事施行要領 ***** 平成29年 4月 1日 初版発行 平成30年 4月 1日 一部改訂 平成31年 4月 1日 一部改訂 令和 2年 4月 1日 一部改訂</p> <p>発行 上里町上下水道課 編集 水道施設係</p> <p>*****</p>	
-----------	--	-----------	--	--